

第2回入札監視委員会会議録

1. 開催日時 平成22年11月18日(木)
午後1時30分～午後3時00分
2. 開催場所 高浜市役所 4階 第2会議室
3. 出席委員 委員長 児玉善郎(大学教授)
委員 丹羽重則(元市収入役)
委員 奥野暁(土地家屋調査士)
4. 事務局職員 大竹行政管理部長、内田グループリーダー、松崎主任

5. 議事概要

- (1) 平成22年度 中前期入札案件検討について

検討案件について

- | | |
|-----------------|-----|
| 1) 平成22年度前期入札案件 | 33件 |
| 内 指名競争入札案件 | 9件 |
| 条件付一般競争入札案件 | 23件 |
| 一般競争入札案件 | 1件 |

主な質疑・回答

質問・意見	回 答
<p>① 備蓄食糧品購入等 (物品：指名競争入札)</p> <p>○落札業者の備蓄食糧品に関する実績は。</p> <p>○予算を作るときに取る見積りは落札業者から取っているのか。</p> <p>○そうすると大体予定価格は分かっているのでは。</p> <p>○備蓄食糧品の購入については毎年行うとのことだが、来年度は見積りを取る業者を替えるとか、そういうことはどのように決めていくのか。</p>	<p>○過去に納入実績があります。</p> <p>○予算作成のときに複数社から見積書を取っています。この場合は、予算見積業者と落札業者が同じでありました。</p> <p>○基本的に市の方で積算することができないものについては、見積徴収ということになり、今回はたまたま落札業者からの見積りで、予定価格に近い落札となったと思います。</p> <p>○予算作成のときに複数社から、おおよそここが安いだろうと思われるところの2社から見積りを取りたいと考えています。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>物品関係における設計金額、予定価格算定のための事前見積徴収については、特定の業者に偏らないような配慮をし、公平な競争性を確保した上で、市内業者も落札ができるように考えていく必要があると思われる。</p>	
<p>②公共下水道工事（中部第1処理分区 22-4工区） (土木一式工事：条件付一般競争入札)</p> <p>○低入札価格調査委員会はどのようなメンバーか。</p> <p>○本件は低入札調査価格を下回ったため、落札決定について一旦保留し、低入札価格調査委員会に諮り、当該委員会が履行について認められると判断されれば、その応札価格で認めるということで、その場合2回目の入札は行わないということか。</p>	<p>○副市長1名、入札を所管します行政管理局長等、市の職員で構成されています。</p> <p>○そうです。低入札調査価格審査委員会で失格となれば、次点の業者が候補者となり、予定価格の範囲内で調査基準価格以上であれば落札となります。</p>

<p>○一覧表を見ると最低制限価格での落札が目立つが、他市の状況は。</p> <p>○低入札調査基準価格を割っても、しっかり工事を履行してもらえればよいので、調査員とか検査員が、工事の履行をしっかりとチェックしてもらいたい。</p>	<p>○近隣市で最低制限価格を採用している市では、最低制限価格と同額での入札が多く、くじにより落札者を決めている案件が増えているとのこと。</p> <p>○工事について適正な工事が確保されるかという心配な面のご指摘ですが、施工体制の検査等も実施しておりまして、配置技術者ですとか、下請の体制、安全管理等、そういったものも含めて確認をいたしております。適確な工事を行っていただくように努めています。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>調査基準価格よりも下回っているが、工事の履行状況は施工体制も含めて点検・確認がされているので問題はないと思われる。ただし、調査基準価格を下回る業者と、調査基準価格と同額あるいはその近辺で応札している業者との公平性の面で、今後何らかの検討の余地もあると思われるので、同様の案件について、今後も継続的に審議することとする。</p>	
<p>③公園遊具設置工事（丸畑公園） ④グラウンド整備工事（小池グラウンド） （土木一式工事：条件付一般競争入札） 関連上一括審議</p> <p>○公園遊具設置工事については、落札業者を除く3社はかなり低い額で応札されたのか。</p> <p>○最低制限価格を設けていることについて、業者は分かっているか。</p> <p>○最低制限価格の設定についてはどのようにしているか。</p> <p>○この2件については11月下旬が工期とのことだが、工事は順調に進んでいるか。</p>	<p>○最低制限価格を下回る金額で応札をされました。</p> <p>○公告に明示しております。</p> <p>○予定価格の7/10から9/10の範囲で、市長が定めます。</p> <p>○いずれも工事は完了しております。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>最低制限価格の工事については、最低制限価格ギリギリのところに応札するという案件が増えてきている中で、くじによる抽選であれば公平性は担保されていると考えられるが、そういう入札状況で本当にいいのかどうか、最低制限価格の案件についての、今後の落札状況を見ながら、継続的に審議することとする。</p>	

<p>⑤道路改良工事（市道吉浜高取線） ⑥舗装復旧工事 （土木一式工事：条件付一般競争入札）</p> <p>【⑤道路改良工事（市道吉浜高取線）】</p> <p>○入札参加の基準というのは7社以上で、参加可能者数は10社というのは、市内業者が10社ということか。</p> <p>○2、3社の応札しかなかったが、参加可能な10社は電子入札の対応ができるのか。</p> <p>○入札の参加者が少ないということは、参加されない業者は、他に工事をたくさん抱えていて、それ以上工事ができないということか。</p> <p>【⑥舗装復旧工事】</p> <p>○本件については最低制限価格を設けていないことを、業者は知っているか。</p> <p>○電子入札の案件が公告された場合、業者は見られるか。</p> <p>○最低制限価格設定基準額の500万円の考え方は。</p>	<p>○参加可能者は市内業者で、10社です。</p> <p>○いずれも電子入札の対応ができます。</p> <p>○応札をされない業者に、応札されない理由を聞くといった追跡調査まで行っておりませんので、理由までは把握していません。</p> <p>○公告に明示していますので、知っていると思います</p> <p>○見ていると思います。</p> <p>○500万円以下の工事については、建設業法における営業許可が不要な、簡易な工事ということからです。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>簡易な工事というところの500万円未満の工事について、今後についても低入札があるようであれば、最低制限価格の設定の可能性もあるのではないかと、今後も入札の推移を見ながら継続して審議をしていくこととする。</p>	
<p>⑦高浜小学校受水設備改修工事 （土木一式工事：条件付一般競争入札）</p> <p>○入札に応じた6社のうち、市内業者は落札業者以外ではどこか。</p> <p>○請けた工事を下請業者に丸投げしている工事はあるか。</p>	<p>○準市内業者が1社含まれていますが、他はすべて市内業者です。</p> <p>○ありません。丸投げ自体が建設業法違反になります。</p>

<p>【審議結果】 管工事については本件の1件ということも要因の一つかもしれないが、市内、準市内に限定した入札案件ということで、多くの市内業者が参加され、競争性が確保されていると考えられる。</p>	
<p>⑧重要給水施設配水管布設替工事（その1） ⑨重要給水施設配水管布設替工事（その2） （水道施設工事：条件付一般競争入札）</p> <p>○水道工事については前回でも、土木工事に比べると非常に高い落札率なので、引き続き検討をするとし、今回も高いが要因は。</p> <p>○直接工事費で二次製品以外とは、どのようなものが主なものになるか。</p> <p>○直接工事費以外の間接工事費とはどのようなものか。</p> <p>○この2件の入札業者のうち市内業者、準市内業者の別は。</p>	<p>○他の工事に比べて落札率が高いということですが、工事価格に対する直接工事費の割合が高く、また、直接工事費に占める二次製品の占める割合が高いことも一因だと思っております。</p> <p>○材料、資材以外のもので施工手間等が主なものとなります。</p> <p>○共通仮設費では、安全費、機械輸送費で、現場管理費、一般管理費の諸経費となります。</p> <p>○1社のみが準市内業者です。</p>
<p>【審議結果】 これまで水道施設工事関係と、土木工事関係の落札率の違いというのが、この入札監視委員会の中で議論されてきたが、今回担当の方から工事費の内訳で、水道関係はどうしても直接工事費に占める製品の割合が高いことから、土木工事ほど下げられない根拠が示され、一定の理解ができた。</p>	
<p>⑩いきいき広場エレベーター油圧関係修繕 （機械器具設置工事：一般競争入札）</p> <p>○落札業者は、本件エレベーターを設置した業者か。</p> <p>○今回、過去において補修等をされた業者は応札をされなかったのか。</p>	<p>○本件エレベーターを製造、設置した業者です。</p> <p>○現在の保守業者は本件落札業者で、それ以外の業者は応札をされませんでした。</p>

<p>○入札資格要件を色々設けていると思うが、入札参加をされる業者の資格審査はどのようにしているか。</p>	<p>○条件付き一般競争入札においては、電子入札システムで、参加資格のある業者しか応札ができないようになっています。また一般競争入札においては、入札参加希望業者から参加申請をいただき、その内容を入札参加者等審査委員会で審査し、参加資格有りとして認められた業者に、入札に参加できる旨の通知をし、入札参加していただいております。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>エレベーターという特殊な設備で、設置にかかった業者や、メンテナンス業者が、今回案件のような修繕を実施することが、スムーズな対応につながるという理由から、応札が1社だけの入札となったことについて、一定の理解ができた。</p>	